

總務環境委員會

說明資料

令和5年12月4日
總務局

他の政令指定都市の独自利用条例の構成について

| 事項 | 条文の要旨 | 定めている 都市数 |
|---------------------------------|--|--------------|
| 趣 旨 | この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務その他個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。 | 19 |
| 用語の定義 | この条例における用語の意義は、法の例による。 | 18 |
| 市 の 責 務 | 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 | 8 |
| 個人番号の 利用範囲等 | 法第9条第2項の条例で定める事務及び機関を定める。 | 19 |
| 特定個人 情報の提供 | 市長等が他の執行機関に対し事務を処理するためには必要な特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の執行機関は、市長等に当該特定個人情報を提供することができる。 | 7 |
| 個 人 番 号 カ ド の 利 用 | 法律施行令第18条第2項第2号の条例で定める事務は、職員定数条例に規定する職員のうち、任命権者が定めるものの出勤及び退勤の管理事務とする。 | 1 |
| 特定個人情 報保護評価 における意 見の聴取 | 特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護審議会の意見を聞くものとする。 | 2 |
| 運用状況の 公 表 | 市長は、毎年1回、特定個人情報保護評価における意見聴取の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。 | 1 |
| 委 任 | この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 | 19 |